

# 6月定例会

# 学校施設の環境整備すすむ

令和2年6月定例会は、8日から12日までの5日間の会期で開かれました。町長から提出された案件は専決処分1件、人事案15件、工事請負契約案4件、条例案4件、予算案3件すべてを原案のとおり可決しました。一般質問では6議員が9項目について質問しました。

## 工事請負契約

**桜原小学校校舎外壁等改修工事**

- 工事箇所 宇美町桜原一丁目1番1号地内
- 請負契約額 1億2,551万円
- 工事請負人 西村建設株式会社 宇美営業所
- 落札率 98.49%
- 工期 令和3年1月31日

**宇美中学校体育館外壁等改修工事**

- 工事箇所 宇美町宇美五丁目4番1号地内
- 請負契約額 9,328万円
- 工事請負人 株式会社岩堀工務店 宇美営業所
- 落札率 97.78%
- 工期 令和3年1月31日



宇美中学校体育館

**昭和町既存町営住宅解体工事(第3期)**

- 工事箇所 宇美町原田四丁目451番1地内外
- 請負契約額 7,495万2,900円
- 工事請負人 株式会社藤山組
- 落札率 90.00%
- 工期 令和3年1月15日

**桜原小学校トイレ改修工事**

- 工事箇所 宇美町桜原一丁目1番1号地内
- 請負契約額 9,018万9,000円
- 工事請負人 有限会社大庭建設
- 落札率 97.86%
- 工期 令和2年10月30日

**昭和三十九年度一般会計補正予算(第2号) 2億2,539万円増額し 総額 160億9,764万円**

(全員賛成で可決)

(全員賛成で可決)

(全員賛成で可決)

(全員賛成で承認)

## 人事案の同意

宇美町固定資産評価審査委員会委員  
尾方 伸一氏(再任)

宇美町農業委員会委員  
藤木 和則氏  
松田 亮太氏  
藤木 匠氏  
田原 政則氏  
森内 俊久氏  
武内チズヨ氏  
入江 武美氏  
世利 哲昭氏  
萩尾 眞悟氏  
瓦田 久氏  
安河内 司氏  
安河内 豊氏  
小園 雄一氏  
藤木 泰氏

## 条例

宇美町手数料条例の一部を改正する条例  
個人番号通知カードが廃止されたことに伴う通知カードの再交付手数料規定の廃止。  
(全員賛成で可決)

**令和2年度一般会計補正予算(第2号)**  
2億2,539万円増額し  
総額 160億9,764万円  
(全員賛成で可決) ※万円未満は四捨五入

## 補正予算

**宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例**  
新型コロナウイルス感染症に感染した一定の要件を満たす被用者に傷病手当金の支給を行うための改正。  
(全員賛成で可決)

**宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例**  
福岡県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金の支給を行うため、町において行う事務を改めるための規定を整備。  
(全員賛成で可決)

**主な補正**  
1.00周年事業推進事業費 4,528万円減額  
新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の見直しによる減額。  
①町主催事業費1,025万円減額、②町民提案事業費175万円減額、③スペンギャルウィーク事業費3,154万円減額、④その他(広報PR事業費等)175万円減額。

**子育て世帯応援給付金給付事業費**  
3,593万円増額  
新型コロナウイルス感染症対策として実施された学校の臨時休業や保育施設等の利用自粛などに伴う育児負担、家計の食費増加による経済負担を緩和するための子育て世帯に対する応援給付金を支給する事業に係る経費。



職員避難所運営研修会(7/2)

## 賛成討論

南里 正秀議員  
本補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症に伴うもので、町独自の追加支援として、さまざまな事業費が計上されている。

一方、町制施行100周年事業費は大幅に減額されている。  
新型コロナウイルス感染症がいつ収束するのかわからない状況の中で、町は自信を持って今後も事業を進めてもらいたい。

**1,002万円増額**  
福岡県の休業要請に応じて、休業、営業時間の短縮及びデリバリーなど「密」を避ける対策を実施した事業者に対し、協力金として1事業者に10万円を給付。  
**750万円増額**  
プレミアム付き地域商品券発行事業費  
営業活動の縮小または休業等を余儀なくされた町内商工業者の事業継続を支援するため

**1億9,457万円増額**  
4月に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、令和5年度までとされていた児童生徒1人1台端末の整備スケジュールが加速されたことにより、令和2年度で情報機器等を整備する。(6ページ参照)  
**573万円増額**  
防災対策事業費

## 専決処分の承認

町税条例の一部を改正する条例  
○徴収の猶予制度の特例  
新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける。  
○固定資産税  
中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充。  
○個人住民税  
住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応。  
イベントの中止等をした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応。  
○軽自動車税  
軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。  
(全員賛成で承認)